

岩手海区漁業調整委員会公示第1号

岩手海区漁業調整委員会規程の一部を改正する公示を次のように定める。

平成23年3月29日

岩手海区漁業調整委員会

会長 大井 誠 治

岩手海区漁業調整委員会規程の一部を改正する公示

岩手海区漁業調整委員会規程（昭和47年岩手海区漁業調整委員会公示第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
<p style="text-align: center;"><u>(職)</u></p> <p>第6条 事務局に次に掲げる職を置く。</p> <p>(1) 事務局長 (2) 事務局次長 (3) 専門書記 (4) 主任書記 (5) 書記</p> <p>2 事務局長、事務局次長、専門書記及び主任書記は、書記をもって充てる。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(職及び職務)</u></p> <p>第6条 事務局に次の表の左欄に掲げる職を置くものとし、書記をもって充て、その職務は同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">事務局長</td> <td>会長の命を受け、事務局の職員を指揮監督し、事務局の事務を掌理する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事務局次長</td> <td>事務局長を補佐し、上司の命を受けて部下の職員を指揮監督し、事務局の事務を掌理する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を事務局の必要に応じて置くものとし、書記をもって充て、その職務は同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">主任主査</td> <td>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、事務局の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主査</td> <td>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、事務局の特定事務を処理する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主任</td> <td>上司の命を受け、相当の知識又は経験を必要とする事務又は技術をつかさどる。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主事及び技師</td> <td>上司の命を受け、事務又は技術をつかさどる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 前2項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を事務局の必要に応じて置くものとし、書記をもって充て、その職務は同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">技術主幹</td> <td>上司の命を受け、事務局の技術に関</td> </tr> </tbody> </table>	職	職 務	事務局長	会長の命を受け、事務局の職員を指揮監督し、事務局の事務を掌理する。	事務局次長	事務局長を補佐し、上司の命を受けて部下の職員を指揮監督し、事務局の事務を掌理する。	職	職 務	主任主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、事務局の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。	主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、事務局の特定事務を処理する。	主任	上司の命を受け、相当の知識又は経験を必要とする事務又は技術をつかさどる。	主事及び技師	上司の命を受け、事務又は技術をつかさどる。	職	職 務	技術主幹	上司の命を受け、事務局の技術に関
職	職 務																				
事務局長	会長の命を受け、事務局の職員を指揮監督し、事務局の事務を掌理する。																				
事務局次長	事務局長を補佐し、上司の命を受けて部下の職員を指揮監督し、事務局の事務を掌理する。																				
職	職 務																				
主任主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、事務局の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。																				
主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、事務局の特定事務を処理する。																				
主任	上司の命を受け、相当の知識又は経験を必要とする事務又は技術をつかさどる。																				
主事及び技師	上司の命を受け、事務又は技術をつかさどる。																				
職	職 務																				
技術主幹	上司の命を受け、事務局の技術に関																				

<p>(事務局長)</p> <p><u>第7条 事務局長は、会長の指揮を受けて事務局の職員を指揮監督し、事務局の事務を総理する。</u></p> <p>(事務局次長)</p> <p><u>第8条 事務局次長は、事務局長を補佐し、上司の命を受けて部下の職員を指揮監督し、事務局の事務を掌理する。</u></p> <p>(専門書記)</p> <p><u>第9条 専門書記は、上司の命を受け、特定事務をつかさどる。</u></p> <p>—</p> <p>(主任書記)</p> <p><u>第10条 主任書記は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、事務局の事務で特に命ぜられた事項を掌理する。</u></p> <p>(代決)</p> <p><u>第11条</u> [略]</p> <p>(代決の制限)</p> <p><u>第12条</u> [略]</p> <p>(専決事項)</p> <p><u>第13条</u> [略]</p> <p>(勤務条件)</p> <p><u>第14条</u> [略]</p> <p>(服務)</p> <p><u>第15条</u> [略]</p> <p>(公印)</p> <p><u>第16条</u> [略]</p> <p>(行政文書の種類)</p> <p><u>第17条</u> [略]</p> <p>(行政文書の記号、番号等)</p> <p><u>第18条</u> [略]</p> <p>(行政文書の取扱い)</p> <p><u>第19条</u> [略]</p>	<table border="1" data-bbox="831 136 1455 376"> <tr> <td></td> <td>する重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。</td> </tr> <tr> <td>技術副主幹</td> <td>上司の命を受け、事務局の技術に関する特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。</td> </tr> </table> <p>(代決)</p> <p><u>第7条</u> [略]</p> <p>(代決の制限)</p> <p><u>第8条</u> [略]</p> <p>(専決事項)</p> <p><u>第9条</u> [略]</p> <p>(勤務条件)</p> <p><u>第10条</u> [略]</p> <p>(服務)</p> <p><u>第11条</u> [略]</p> <p>(公印)</p> <p><u>第12条</u> [略]</p> <p>(行政文書の種類)</p> <p><u>第13条</u> [略]</p> <p>(行政文書の記号、番号等)</p> <p><u>第14条</u> [略]</p> <p>(行政文書の取扱い)</p> <p><u>第15条</u> [略]</p>		する重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。	技術副主幹	上司の命を受け、事務局の技術に関する特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。
	する重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。				
技術副主幹	上司の命を受け、事務局の技術に関する特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。				
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>					

附 則

この公示は、平成23年4月1日から施行する。